

財務省告示第二十号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十二月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年一月九日

財務大臣臨時代理

国務大臣 金子 一義

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格
利付国庫債券（二十年）（第六十 五回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	法律（平成十二年法律第十八号） 附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で二百三十八億円	二百三十九億三千九十万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十五年十二月二十五日	額面金額百円につき百円五十五 銭

十一

利率の経過
の過利子
払込み

年一・九パーセント
年金資金運用基金理事長は、
年一・九パーセントの利率に
達し、加え、次の算式により
算出した金額を第十八号に規
定する。期日に払い込むもの
とする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.9 \times 5}{100 \times 365}$$

十三

初期利子

平成十六年六月二十日を
とし、次の算式により支払
金額を支払う。ただし、支
金の銀行休業日に当たるとき
が、銀行休業日に当たるとき
その翌営業日に支払う。以下
次号及び第十五号において規
定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.9 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期以後
の利子

毎年六月二十日及び十二月
二十日を、各支払期にお
いて、その日以、前六月間
に属する利子を払う。

十五

償還期限

平成十五年十二月二十日

十六

償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七

払込場所

平成十五年十二月二十五日

十八

払込期日